

第1章 はじめに

1 作成の背景と目的

岡崎市は、三河山地から連なる豊かな緑と矢作川^{やはぎがわ}や乙川^{おとがわ}の清流などの恵まれた自然や地形を背景に、古来より多様な文化が花開き、栄えてきた歴史あるまちです。恵まれた自然条件を背景として原始古代には各所に人々の生活が展開し、集落が形成され、中世には源氏・足利氏の武家文化の重要拠点、そして近世には江戸幕府の礎を築いた徳川家康公の生誕の地・岡崎城下町として繁栄した本市は、古来より交通の要衝でもあり、347件の指定・登録文化財をはじめ、長い年月の中で培われた歴史文化資産（※1）を数多く有し、固有の文化と伝統に彩られています。

全国の自治体が少子高齢化や人口減少に直面する中、本市も今後、緩やかに人口が減少に転じると推測されています。社会の形が変わり、まちの姿も変わる中で、都市の成長と発展による“豊かさ”を目指す在り方から、まちに求められる“豊かさ”もまた変わりつつあります。

岡崎を舞台に様々な世代が多様な価値観を育み、心豊かで誰もが活躍できる人生を送ることができるよう、このまちを選び、愛し、その思いを誰かに伝えたいとなるような、岡崎独自の豊かさを育むことが、これからのまちづくりには必要です。そしてその鍵となる存在が、本市の固有の歴史や文化であると私たちは考えています。

少子高齢化や人口減少は、本市の歴史文化資産にも大きな影響を与えられと考えられます。今後、維持管理の困難さや担い手不足等により、大切に受け継がれてきた建物、祭礼、風習や美術工芸品、伝統等が徐々に失われてしまうことを防ぎ、次世代へ受け継ぐ方法を考える必要があります。

歴史文化資産の継承には、適切な活用によりその価値の大切さを多くの人々に伝え、理解を深めていくことが重要です。一体的な保存と活用を進め、観光振興や学習機会充実、地域活性化などに繋げていくことを目指して、「岡崎市文化財保存活用地域計画」を作成します。

「岡崎市文化財保存活用地域計画」では、本市の歴史文化資産を取り巻く状況を整理・分析した上で、保存・活用のための基本理念を定め、中長期的に取り組む内容を含む観点からの文化財行政におけるマスタープランかつ措置を定めたアクションプランと位置付けて事業の推進を図ります。

（※1）歴史文化資産： 本計画で扱う歴史的・文化的な資産の名称。文化財保護法の類型に収まらない本市固有の歴史や文化、人々の暮らしを物語るものを含む。

2 基本理念

歴史と文化に親しみ おかざき愛を育む地域づくり

本市は原始から現代に至るまでの長い歴史の積み重ねを経て、西三河の中核都市として発展してきました。現在見えている姿のそこかしこに積み重ねてきた歴史の痕跡があり、それらはまちの骨格となり、文化となり、本市という都市を形作るアイデンティティの根幹となっています。本市の魅力的な歴史的環境は、市民の共有のかけがえない財産であるとともに、来街者を魅了する資産であり、過去からの学びや気づきを届け、豊かな暮らしや人と人の繋がりを生み出す源泉でもあります。

歴史文化資産を起点として様々な世代が語り合い、活躍し、このまちを愛し、心豊かな人生を実現できるように、歴史文化資産と人々の接点を増やし、その価値を将来にわたって発揮し続けることができる環境づくりを行います。「歴史と文化に親しみ おかざき愛を育む地域づくり」を基本理念に設定し、理念の実現に向けて計画を推進します。



3 保存・活用の方向性

歴史文化資産がいつまでも失われないように。これからもその魅力を持ち続けられるように。そして、歴史文化資産を通して今を生きる私たちや、未来の子どもたちが豊かな人生を送ることができるように、歴史文化資産の保存・活用の方向性を定め、保存と活用の両輪による基本理念の実現を図ります。

Step1 歴史文化資産との接点を増やします

Step2 歴史文化資産に関わる人の輪を広げます

Step3 歴史文化資産の価値や魅力を共有します

Step4 歴史文化資産を守り伝えます

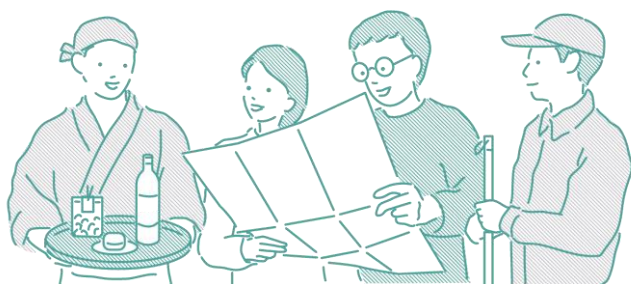


Step1 歴史文化資産との接点を増やします



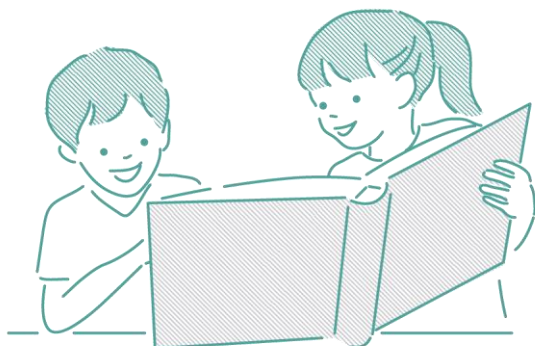
まちのシンボルになっている歴史的な建物や、地域の祭り、いつも食べているふるさとの味や、社寺や展覧会で見る美術工芸品など、歴史文化資産と私たちとの間には様々な接点があります。この接点をいかに増やすかが、歴史文化資産を守り、その価値を発揮させるうえでの鍵となります。接点を戦略的に増やし、既存の接点を強化し、歴史文化資産と触れ合う機会をコーディネートすることで、基本理念の実現を目指します。

Step2 歴史文化資産に関わる人の輪を広げます



歴史文化資産との接点を増やすことは、歴史文化資産に関わる人が増えることでもあります。資産に関わる人と人の輪をつなぎ、広げることで、様々なアプローチによる保存・活用を図ります。それぞれの人が自分の得意分野を活かして資産の価値をさらに引き出し、資産がより輝くという好循環をつくりだすことを目指します。

Step3 歴史文化資産の価値や魅力を共有します



歴史文化資産との接点を増やし、関わる人の輪を広げながら、資産の価値や魅力の共有を進めます。

価値や魅力を共有するということは、一方的に思いを押し付けることではありません。自分の思いを誰かと分かち合えたとき、あるいは自分の感動や情熱が誰かの心を動かしたときに、そこに生まれた熱意や好奇心、心の動きを共有と呼びます。

資産の価値や魅力を、感動や行動を起こしたいという気持ちや、もっと知りたいという好奇心と繋げるために、発信の方法を工夫して共有の連鎖を起こすことを目指します。

Step4 歴史文化資産を守り伝えます



資産を起点として人と人が繋がり、語り合い、行動を起こすという循環は、地域全体への誇りと愛着を育み、資産を取り巻く環境をより良く変化させる機運となります。この好循環を維持しながら、歴史文化資産の保護と将来への継承を目指します。

次の世代へ、より多くの人々へバトンを渡ししながら、歴史文化資産を守り伝えます。

4 計画期間と関連計画

(1)期間と対象範囲

計画期間は第7次本市総合計画分野別指針と同期間である令和3年(2021)度～令和12年(2030)度までの10年とし、市全域を対象とします。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、社会の様相は大きな変化を迎えています。現状や対策の進捗を踏まえて本計画を作成し、社会の動きや関連計画の動向を注視しつつ柔軟に事業の展開を図るものとします。

また、社会状況が変化し、文化財の保存や計画の実施に影響を与える場合は計画を変更し、軽微な変更を除き、文化庁長官による変更の認定を受けるものとします。



図1-1 計画の対象範囲

(2)計画における文化財

本計画では、文化財保護法第2条で規定する文化財や埋蔵文化財、文化財の保存技術に加え、その類型に収まらない本市固有の歴史や文化、人々の暮らしを物語るすべてのものやこと(生活文化、名産品、地場産業など)を含めて「歴史文化資産」と表記します。

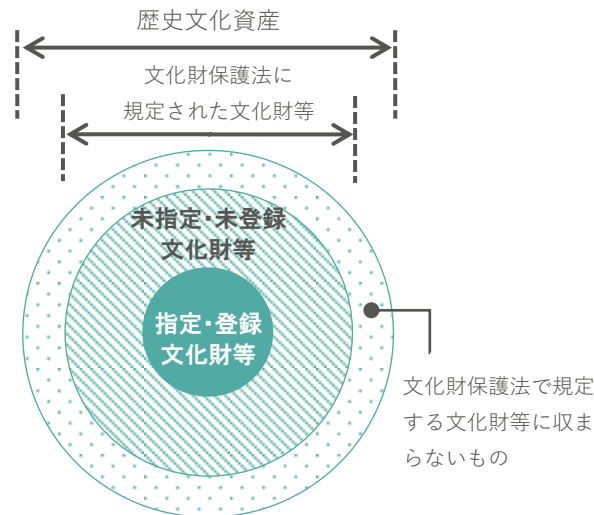


図1-2 計画における文化財

文化財保護法第2条第1項で規定する文化財

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)
- 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)
- 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)
- 四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁りよう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。))及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。))で我が国にとって学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)
- 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの(以下「文化的景観」という。)
- 六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの(以下「伝統的建造物群」という。)

(3)SDGsとの関連性

岡崎市は令和2年（2020）にSDGs未来都市に選定され、SDGsの考え方を活用した誰一人取り残さないまちづくりを進めていきます。

SDGsとは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、平成13年（2001）に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27年（2015）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。



図1-3 SDGs

本計画は17のゴールの内、「4 質の高い教育をみんなに」の達成にむけた取り組みであるとともに、他のゴール・側面と合わせて統合的な課題解決を図る全市的な取り組みの一環となります。本計画を通して歴史文化資産の保存と活用の一体的な推進を図り、歴史と文化に親しみ、おきかざき愛を育む地域づくりの実現を目指すことで、「4 質の高い教育をみんなに」の達成を図ります。

(4)関連計画における位置づけ

関連計画における位置付けを以下のとおり整理します。岡崎市総合計画と整合を図りつつ、関連計画と連携・調和を図りながら計画の推進を図ります。

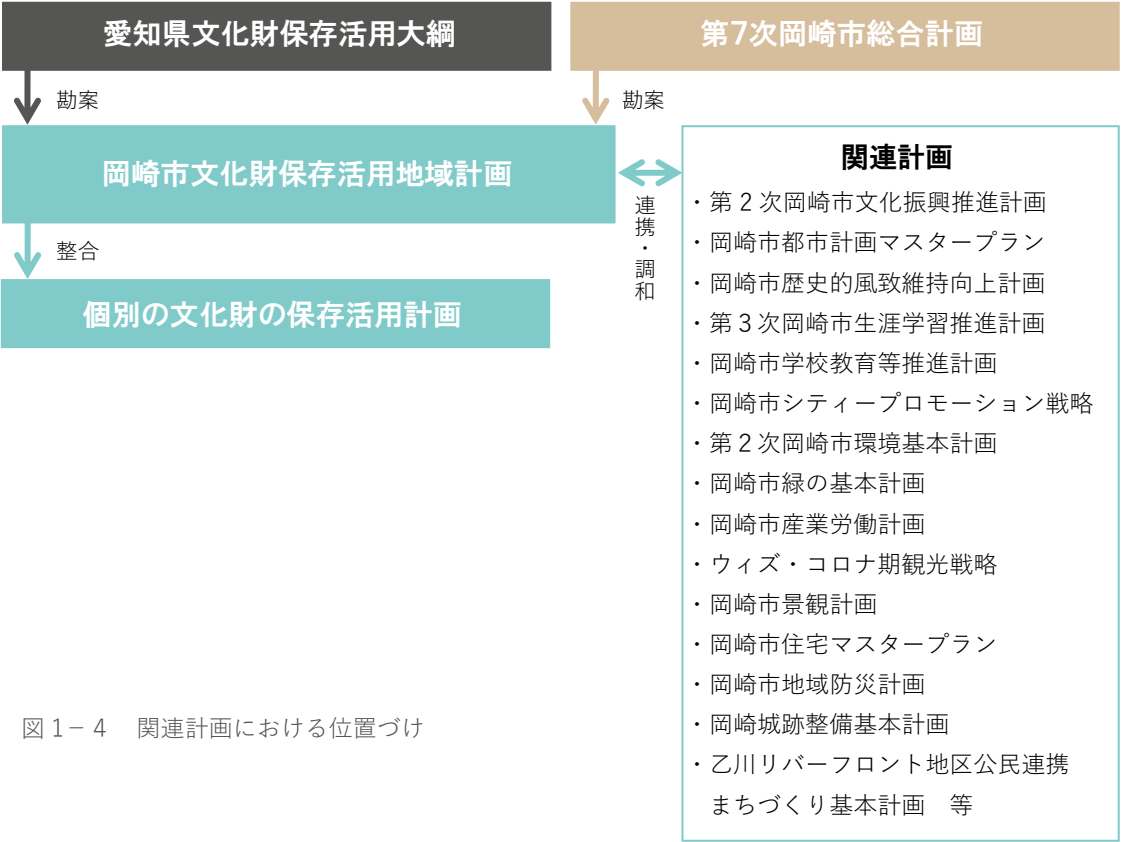


図1-4 関連計画における位置づけ

(5)関連計画の整理

関連計画を通して、市の施策における岡崎市文化財保存活用地域計画の位置付けを整理します。

本計画の上位計画である総合計画の基本的な方向性を示す総合政策指針（令和元年 12 月議決）では、令和 32 年度を目標年度として目指す将来都市像を「一步先の暮らしで三河を拓く 中枢・中核都市おかざき」と定めています。また、将来都市像実現に向けて今後 10 年間の各分野における 10 の分野別指針を定めました。

第 7 次総合計画：総合政策指針(令和 3 年(2021)度～令和 32 年(2050)度)

将来都市像	一步先の暮らしで三河を拓く 中枢・中核都市おかざき 国内屈指の製造業拠点である三河地域において、人口規模を増加・維持する取り組みが効果を発揮し、行政・学習機能やさらなる商業機能の集積、新技術のまちづくりへの活用を通じて、利便性や先進性の高い暮らしが実現できる都市として三河地域の発展を牽引する役割を担っていることを目指します。
	公民連携による成長戦略の推進 市場性が見込まれる行政サービス領域について、民間の経済活動と行政が相互に補完し合うことを目指す取り組みをきっかけに、さらなる市場機会の創出や地域経済の活性化を図るとともに、暮らしを楽しむまちとして市民や民間事業者に選ばれる都市の実現を目指します。
	コンパクトな都市構造の構築 今後の人口ピーク上昇・先送りを見据えたグランドデザインと、これに沿ったまちづくりへの投資・保全や都市の強靱化により集約連携型都市の実現を目指します。
	まちへの誇りが育まれていく社会づくり 本市に関係する誰もが活躍できる都市を実現するとともに、未来を担う子どもたちをはじめとする全ての世代が本市固有の資源を活用することにより、まちへの誇りが育まれていく都市の実現を目指します。
	周辺都市との連携の推進 三河各都市との役割分担において暮らしの拠点である特性を活かし、連携して広域的な共通課題の解決を推進することで、共に発展していくための拠点となる都市の実現を目指します。
基本指針	都市のグランドデザイン 過去から現在、現在から未来への連続性を見通しながら、高齢化社会への対応や、しなやかで強靱な都市の実現を視野に入れ、基本指針で掲げた「人口ピークの上昇・先送りを見据えたグランドデザイン」を設定します。 (1) 市域中心部：都市機能用地や居住地の確保と強靱化・居住の促進 (3) コンパクト・プラス・ネットワーク (2) 市域周辺部：居住地の確保・産業用地の確保・自然環境の保全
	分野別指針 本計画は、分野別指針の「(7) 誰もが学び活躍できる社会づくり」に位置付けられています。 下記の分野別指針を軸として、各課題の解決を図ります。 分野別指針（7）誰もが学び活躍できる都市づくり 今後、大きな社会変化が起こった場合も、新たな価値や将来を創り出すために、市民が自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、判断して行動し、それぞれに想い描く幸せや活躍を実現できるまちを目指すとともに、学校教育・社会生活の中でおかざき愛が育まれていくまちを目指します。

第2次岡崎市文化振興推進計画(平成 29 年(2017)度～令和 8 年(2026)度)

基本方針	基本方針 1 文化芸術の振興 1 文化芸術活動の活性化 ・文化芸術に親しむ機会の拡大 ・市民が文化活動を行う場と機会の充実 2 文化を創造する人づくり ・文化創造の担い手となる人材の育成・支援 ・文化を享受・創造する次世代の人材の育成 ・文化とまちをつなぐ人材の育成	基本方針 2 歴史文化の継承と活用 1 歴史文化の保存と継承 ・文化財などの保存と活用 ・伝統文化の継承 2 歴史文化を活かしたまちづくり ・歴史文化の観光への活用	基本方針 3 文化を支える基盤づくり 1 文化関連施設の充実 ・文化振興の拠点整備 ・文化施設のネットワーク化 2 文化情報の収集と発信 ・文化活動情報の収集・発信 ・利便性の高い情報システム 3 文化交流の促進 ・国内外の都市との文化交流 ・文化団体や市民間の交流の促進 4 文化振興の仕組みづくり ・推進体制の整備 ・連携と協働の推進
	重点プラン 1 市民会館などを核とした専門人材の育成 2 文化施設の整備・充実と事業連携の強化 3 市民や各種団体、企業等との協働の仕組みづくり 4 市民と芸術の距離を近くするコミュニティアートの展開 5 岡崎が誇る伝統文化の次世代継承とシビックプライドの醸成		

都市計画マスタープラン(令和3年(2021)度～令和 12 年(2030)度)

都市像	都市像 1 新たな活力を創造する都市 都市像 2 将来にわたって持続可能な都市 都市像 3 住みやすい、住み続けられる都市	都市像 4 自然・歴史・文化の趣を実感できる都市 都市像 5 安全安心に暮らせる都市
	都市像 4 1 地域資源を活用した観光まちづくりの推進 地域資源を市民自ら活用、発信することで、市民も来訪者も楽しむことができる観光産業都市を目指します。 2 賑わい・交流を促進する環境の創造 地域資源の回遊性を高め、まちに賑わいと活気を生み出し、市全体での交流を創造します。 3 地域資源のリデザインによる魅力ある公共空間の整備 自然・歴史・文化といった地域資源をリデザインし、魅力ある公共空間の整備を推進します。	

岡崎市歴史的風致維持向上計画(平成 28 年(2016)度～令和 7 年(2025)度)

方針	1 歴史文化資産の調査研究と普及啓発の推進 ・歴史文化資産の継続的な調査や研究 ・歴史文化資産の総合把握と価値付けによるその全容解明 ・岡崎の歴史文化の価値を分かりやすく情報発信 2 歴史や伝統を反映した活動の継承への支援 ・維持継承のための活動への支援 ・活動を支える団体等の人材育成への支援 3 歴史的建造物の保存・活用の推進 ・指定等以外の歴史的建造物の調査と価値付け ・維持管理に係る支援制度の充実 ・公民連携による積極的な有効活用の促進 4 歴史的建造物の周辺等における良好な市街地景観の形成 ・景観阻害要素の除去の促進 ・歴史的建造物の周辺建造物への修景の支援 ・無電柱化等によるまちなみ景観の整備 ・優れた眺望景観の保全 5 歴史文化資産を活かした地域活性化や観光振興の展開 ・地域の特性を活かした周遊ルートの形成 ・歩行者空間整備などまちなかの回遊性の向上 ・滞留拠点施設やサイン・案内板の整備・充実 ・着地型観光に向けた受入環境整備の促進
	1 文化財の保存・活用の現況と今後 ・未指定の文化財は、調査により価値が認められたものについては、順次、市の指定又は国の登録制度を活用し、適切に保存するよう検討していきます。 ・文化財保護行政のマスタープランとなる「歴史文化基本構想」を策定します。 2 文化財の修理（整備） ・現状把握に努め、破損等が発覚した場合にはその状況や緊急性を勘案して修理時期を検討し、修理を実施していきます。 ・重要な文化財の整備は、調査を実施した上で史実に基づいた整備を行います。 3 文化財の保存・活用に向けた施設 ・文化施設の目的を明確にした上で、個々の施設の役割や機能を整理し体系立てるとともに、特色を持たせて住み分けるなど、施設が果たす役割を位置付けていくとともに、岡崎の通史を常設で展示、紹介する場を設けます。 4 文化財の周辺環境の保全 ・文化財周辺の景観を阻害する要素は、その改善や除去をするとともに、景観法を活用した景観の規制誘導を図ることにより文化財の魅力の向上を図ります。 ・文化財の周辺環境の景観向上を図るため景観行政と連携して、無電柱化や道路の美装化を推進します。 5 文化財の防災・防犯 ・地域防災計画に基づいた環境整備とともに、自動火災報知設備の設置、消防車両等の進入用道路の確保等を促進し、被害を最小限にできるよう努めます。 ・防犯設備の設置や定期的な見回り、点検など防犯体制の強化を行います。 6 文化財の保存・活用に向けた普及啓発 ・学校教育や生涯学習の場において、文化財への関心と理解の向上を深める場や機会を設けます。 ・文化財に親しんでもらえるように情報誌の配布など多様な形で情報を発信します。 7 埋蔵文化財の取り扱いの現状と今後 ・遺跡の状況を把握したうえで、その保護に十分留意し、文化庁及び愛知県教育委員会の指導や助言を受けながら進めます。 8 文化財の保存・活用に向けた各種団体との連携 ・各種団体との連携や多様な活動の一層の活性化を図るため、必要な情報提供や人材育成等の支援を積極的に行之、地域住民等が主体となる文化財保護活動を進める。 9 文化財の保存・活用に向けた体制の整備 ・まちづくり部局といっそうの緊密な連携を図りながら、歴史文化遺産を活かしたまちづくりを重点的かつ一体的に推進していくため、専門性の高い文化財担当職員（学芸員）の確保及び育成など必要となる推進体制と組織づくりを行います。

岡崎市歴史的風致維持向上計画における歴史的風致と重点区域

歴史的風致

岡崎市には、地域特性や時代背景のもと、長い歴史の中で人々が築き上げ、継承してきた多様な歴史的風致が形成され、現在も息づいています。これらの各地域独自の歴史的風致を、以下のようにまとめます。

- 1 家康公生誕の地にみる歴史的風致
- 2 東海道を舞台にした信仰・祭礼等にみる歴史的風致
- 3 滝山寺鬼祭りにみる歴史的風致
- 4 岡崎城下の三大祭りにみる歴史的風致
- 5 郷土食の八丁味噌造りにみる歴史的風致
- 6 六ツ美地区の稲作儀礼にみる歴史的風致
- 7 額田地区の山里のくらしにみる歴史的風致

重点区域

重点区域の考え方

歴史的風致が存在する地域のうち、重点区域は、その区域内に国指定文化財を始めとする歴史上価値の高い建造物が数多く集積し、そこで行われる歴史や伝統を反映した人々の活動が現在も継続的に行われている良好な市街地の中でも、市として特段の施策を講じることにより、歴史的風致を構成する文化財や人々の活動の維持、発展に寄与する施策の効果が市域全体にも波及することなども考慮しながら、歴史的風致の範囲が重なり合う区域を中心にその維持向上が最大限に図られる区域を設定するものとします。

1 岡崎城下及び東海道地区

「家康公生誕の地にみる歴史的風致」「東海道を舞台にした信仰・祭礼等にみる歴史的風致」「岡崎城下の三大祭りにみる歴史的風致」「郷土食の八丁味噌造りにみる歴史的風致」の重なりが見られる、本市のシンボルである岡崎城を中心として、大樹寺を始めとする松平氏・徳川家ゆかりの社寺周辺、及び近世の宿場町であった岡崎宿、藤川宿を含む旧東海道沿いを加えた地域を「岡崎城下及び東海道地区」として設定します。

2 滝山寺地区

重要文化財を始めとする歴史上価値の高い建造物の集積が見られる「滝山寺鬼祭りにみる歴史的風致」のうち、祭りの巡行経路を中心とした地域を「滝山寺地区」として設定します。

重点区域の歴史的風致の維持向上による広域的な効果

重点区域内において、重点的かつ一体的な整備に取り組むことは、当該区域内の歴史的風致を維持向上するだけでなく、歴史文化を活かしたまちづくりとして効果的なシティプロモーションとなり、市外からの歴史的風致の評価が高まることによって、本市の認知度も更に向上し、観光振興等を目的とした交流人口の増加へとつながることで地域活性化が図られることを期待します。

また、本市固有の歴史的風致に対する地域住民の理解を一層深めることにより、ふるさとへの愛情と誇りが生まれ、祭礼行事など地域行事への積極的な参加につながり、地域の伝統文化が次世代へ大切に受け継がれていくことも期待されます。

そして、それらが重点区域外の歴史的風致や地域住民主体のまちづくり活動にも波及効果を与え、本市全体の歴史文化を活かしたまちづくりが一層推進されることが期待できます。

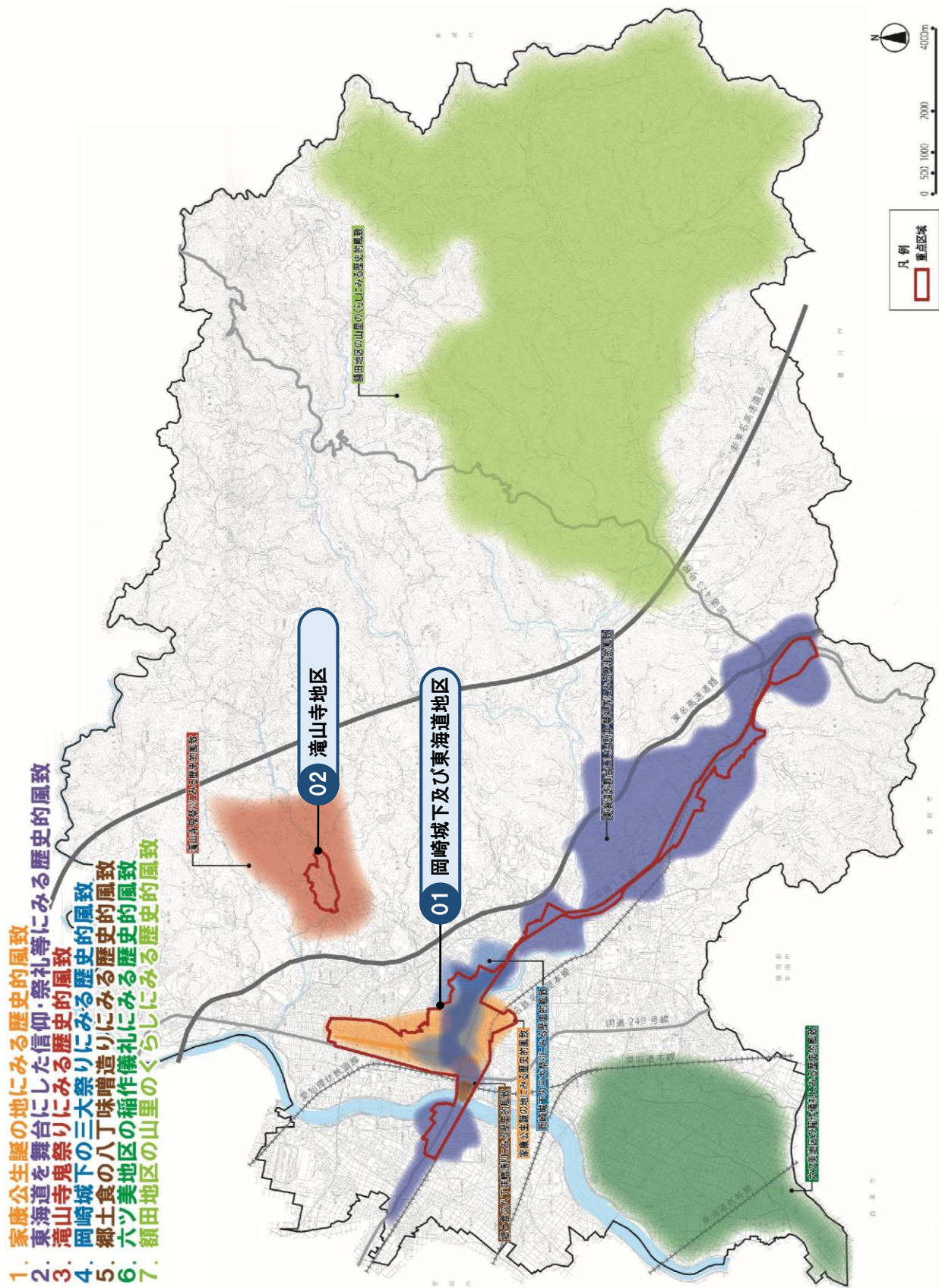


図 1-5 歴史的風致維持向上計画における歴史的風致の範囲と重点区域

関連計画内の岡崎市文化財保存活用地域計画に関わる事業や方針を抽出

生涯学習推進計画 R3-R12	・地域の歴史文化や特性をテーマとした学習の推進
学校教育等推進計画 R3-R7	・岡崎の人物、文化、歴史などを題材・教材とした教育活動を推進 ・総合的な学習や特別活動と、郷土の伝統や文化との関連を図るため、「特色ある学校づくり」を推進 ・地域の伝統、文化、一流の芸や技などに触れる機会を提供
シティープロモーション戦略 H26	個々の資産同士の繋がりが不足、岡崎のイメージの特定資産への固着化、独自の暮らしイメージ、体験価値の欠如などの課題の分析結果を受け、以下の戦略を設定 戦略：資産の現代価値化・岡崎の顔づくり・地域愛の醸成 ・観光プロモーション推進 ・赤い糸プロジェクト ・乙川 RF 地区整備 ・さくら 100 年プロジェクト ・歴史まちづくり ・まちものがたり作成
環境基本計画 R3-R12	・野生生物の保護及び自然環境の保全 ・自然体験プログラムの充実・施設の整備 ・環境教育の推進
緑の基本計画 R3-R12	・旧東海道、岡崎公園などのマツを保全 ・歴史文化資産などを際立たせ、人々が守り育ててきた緑を保全 ・「ふるさとの森」「ふるさとの名木」の保全と選定
産業労働計画 R3-R12	基本施策 14：伝統産業の振興、伝統産業技術の継承・支援
ウィズ・コロナ期観光戦略 R2-R4	進行中のプロジェクト対応（拠点展開）、感染・収束状況を踏まえた集客対象エリアの段階的拡大対応（圏域展開）、国県の施策対応（連携展開）を複合的に展開 拠点展開 ・東岡崎駅・康生地区周辺エリアのプログラム充実化 ・地域観光資源活用のプラス・ワン・プログラム ・おもてなし公民連携 圏域展開 ・市内＋県内・東海三県 ・200 k m 観光圏日帰り及び国内宿泊向けをターゲットにした誘客 ・インバウンド対策の推進 連携展開 ・G o T o キャンペーン事業 ・あいち「ツウ」リズムの推進
景観計画 R2 改訂	・地域固有の歴史や成り立ちを表現する ・歴史的文化的資産を発掘し、保全活用する ・城下町、宿場町及び門前町等の風情をつくる
住宅マスタープラン H22-R3	・歴史文化と調和した風格のある住まい、まちづくり
地域防災計画 R2 修正	・揺れ対策の充実 ・大規模広域災害への即応力強化 ・被災地への物資の円滑な供給 ・円滑、安全な避難 ・被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援 ・事業者や住民等との連携 ・住民の自発的避難行動 ・大規模災害からの円滑かつ迅速な復興
岡崎城跡整備基本計画 H28 改訂	文化財及び周辺環境整備を実施し、自動火災報知設備、防火水槽、防火壁の設置、消防車両等の進入用道路及び活動用空地の確保を促進する。 ・耐震予備診断、耐震診断および耐震補強の実施 ・対策方針の作成、提出 ・耐震対策推進の周知徹底 ・補助事業における耐震予備診断の必須 ・耐震予備診断実施の徹底 ・県の指導・助言
乙川リパーフロント地区公民連携まちづくり基本計画 H31 改訂	・市民の暮らしの質の向上 ・敷地単位ではなくエリアの価値向上 ・岡崎城跡総曲輪と重なる回遊動線での公民連携プロジェクト

5 作成体制

計画の作成にあたっては、法定協議会であり、本市文化財保護審議会委員及び学識経験者、関係団体等からなる「岡崎市文化財保存活用地域計画協議会」及び庁内関係各課からなる「岡崎市文化財保存活用地域計画作成検討部会」における協議を経て本市文化財行政の現状と課題を分析し、事業の検討を行いました。また、パブリックコメントによる市民意見募集並びに本市文化財保護審議会の意見聴取を経て、計画を作成しました。

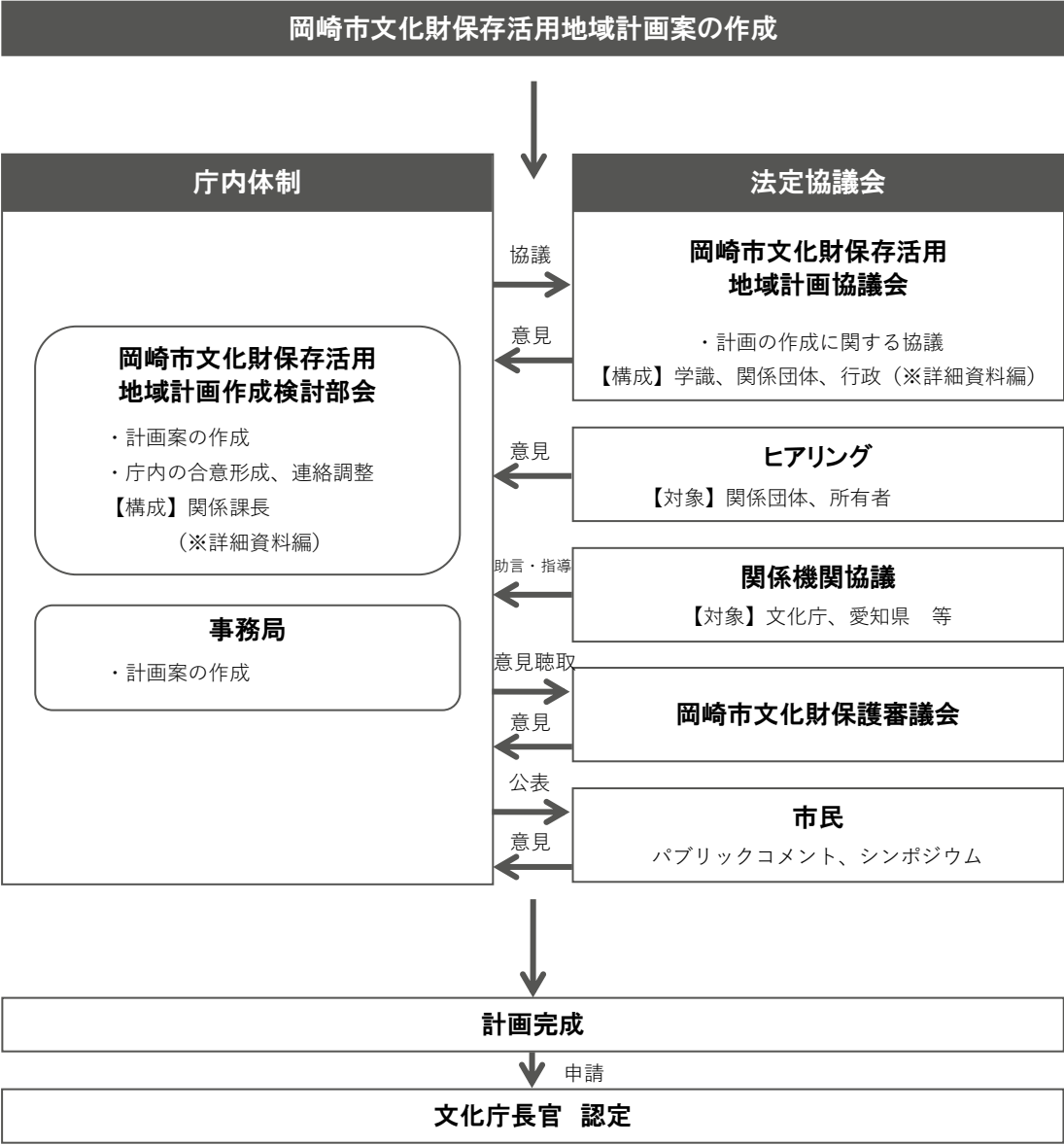


図 1－6 計画作成の体制